

札幌市地域福祉社会計画について

1 計画の概要及び位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条（策定努力義務規定）に基づく市町村地域福祉計画であり、本市では平成7年度に第1期計画を策定し、現計画は第5期目（2024～2029年度）の計画である。

また、本市の総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン [R4年(2022年度)～R13(2031年度)]」の基本的な方向性を踏まえた地域福祉分野の個別計画として位置づけられている。

2 計画期間

本市における他の保健福祉施策に係る部門別計画は、計画期間を3年または6年としており、計画期間の始期を揃えて策定していることから、計画期間を6年間としている。

3 計画の進行管理・評価について

本計画の成果を客観的に確認することを目的として、施策ごとに成果指標を設定し、目標への進捗を検証することとしている。

また、本計画の関連事業として位置づけた事業については、年1回、所管部局からの報告を受け、進捗状況を確認することとし、その際には、所管部局で実施した関連事業に対する自己評価を行い、今後のより良い施策展開を検討することとしている。

本計画の進捗状況については、適宜、地域福祉社会計画審議会に報告のうえ、評価・意見をいただきながら計画を検証することとしている。

【進行管理・評価のイメージ】

